

独立行政法人国立病院機構長崎医療センターにおける
清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者の公募の公示

令和4年4月1日からの独立行政法人国立病院機構長崎医療センター(以下「当病院」という。)における入院患者、外来患者及び職員等(以下「患者等」という。)のための清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者(以下「運営者」という。)を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書(封書で封印。以下「見積書」という。)を提出願います。

令和4年2月4日

独立行政法人国立病院機構
長崎医療センター
院長 江崎 宏典

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構長崎医療センターにおける、清涼飲料水等自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、清涼飲料水等自動販売機の設置・運営の全般を実施する。

(3) 設置・運営期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日(5年間)

本貸付契約は定期建物賃貸借契約を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規定(以下「会計規定」という。)及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下「契約事務取扱細則」という。)の規定によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、清涼飲料水等自動販売機について各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ④ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準(詳細については別紙)

① 企画書の提出能力

同種・類似業務の実績

② 清涼飲料水等自動販売機の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、衛生管理体制の妥当性、商品補充・点検の頻度、トラブル時の対応、購買者のニーズに合わせた商品販売への

取組意欲

- ③ 従業員に対する教育体制について
- ④ 運営者からの提案
企画の適格性、企画の創造性、企画の発展性、企画の現実性
- ⑤ 賃貸料見積の妥当性
貸付スペースにかかる貸付料、収益見込からの貸付料
- ⑥ 設備提案に関する提案
開設のための設備整備及び運営に係る費用は全ての運営者の負担

3. 手続き等

(1) 担当課・係

〒856-8562 長崎県大村市久原2丁目1001-1

独立行政法人国立病院機構長崎医療センター事務部 管理課 庶務係長

電話 0957-52-3121

(2) 説明書の交付期間及び場所

① 交付期間

令和4年2月4日から令和4年2月22日まで

(ただし、行政機関の休日の関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

② 交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

① 登録期限

令和4年2月22日(火) 17時00分

② 登録場所及び方法

「(1)」に同じ(別紙「応募申込書」を持参又は郵送)

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和4年2月25日(金) 17時00分

② 提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参又は郵送)

(5) 見積書の開封日時及び場所

開封日時: 令和4年3月2日(水) 11時00分

開封場所: 菖蒲ホール

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効
- (2) 契約書作成の要否・・・要(定期建物賃貸借契約による)
- (3) 企画書のヒアリング・・・必要に応じて実施
- (4) 関連情報を入手するため窓口・・・上記「3.(1)」に同じ
- (5) 詳細は、入札説明書による